

令和元年度第 1 回宮城県環境審議会における諮問事項

1 諮問文

循社第 4 8 9 号

令和元年 8 月 7 日

宮城県環境審議会長 殿

宮城県知事 村井 嘉浩

産業廃棄物税の在り方について（諮問）  
このことについて、貴会の意見を求めます。

2 諮問内容

3 産業廃棄物税の今後の在り方

(1) 税の継続の必要性

持続可能な循環型社会の構築を目指し、産業廃棄物の 3 R、適正処理対策等を推進していくための貴重な財源として、産業廃棄物税を継続すべきものと考ええる。

(2) 税の仕組の方向性

イ 課税方式

現行の課税方式により適切に申告納入や申告納付がなされ税制度自体が定着していることや、最終処分量の削減・減量化に対する政策効果、税負担の公平性の確保、東北 6 県同一方式となっていることを踏まえると、現行の仕組みを継続すべきものと考える。

ロ 税率

産業廃棄物税を導入している 27 道府県 1 政令市では、税率は産業廃棄物 1 トンにつき 1,000 円を基本としており、他自治体との均衡を考慮し現行のとおり継続すべきものと考える。

ハ 課税期間

社会情勢の推移等を勘案して検討を行うため、5 年間の時限措置とすることが適当である。

ニ 税収

年額、約 4 億円程度と見込まれる。